

(仮称)松戸市エネルギー回収型
廃棄物処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書

令和 7 年 9 月

松戸市

目 次

第 1 章 都市計画決定権者の名称並びに事業者の名称、代表者の氏名及び

主たる事務所の所在地	1-	1
1-1 都市計画決定権者及び事業者の名称	1-	1
1-2 事業者の代表者の氏名	1-	1
1-3 事業者の主たる事務所の所在地	1-	1
1-4 都市計画施設の種類及び名称	1-	1
1-4-1 都市計画施設の種類	1-	1
1-4-2 都市計画施設の名称	1-	1

第 2 章 都市計画対象事業の名称、目的及び内容

2-1 都市計画対象事業の名称	2-	1
2-2 都市計画対象事業の目的	2-	1
2-3 都市計画対象事業の内容	2-	2
2-3-1 都市計画対象事業の種類の細分	2-	2
2-3-2 都市計画対象事業が実施されるべき区域の位置	2-	2
2-3-3 都市計画対象事業の規模	2-	7
2-3-4 その他都市計画対象事業の内容に関する事項	2-	7
2-3-5 都市計画対象事業と密接に関連し一体的に行われる事業	2-	11
2-3-6 都市計画対象事業の内容でその変更により環境影響が変化するもの	2-	11

第 3 章 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

3-1 自然的状況	3-	1
3-1-1 大気質の状況	3-	1
3-1-2 気象の状況	3-	11
3-1-3 水質の状況	3-	17
3-1-4 水象の状況	3-	41
3-1-5 水底の底質の状況	3-	41
3-1-6 騒音及び超低周波音の状況	3-	43
3-1-7 振動の状況	3-	50
3-1-8 悪臭の状況	3-	52
3-1-9 地形及び地質等の状況	3-	52
3-1-10 地盤の状況	3-	58
3-1-11 土壌の状況	3-	60
3-1-12 植物の生育及び植生の状況	3-	64
3-1-13 動物の生息の状況	3-	79
3-1-14 生態系の状況	3-	96
3-1-15 景観の状況	3-	97
3-1-16 人と自然との触れ合いの活動の状況	3-	100

3-2 社会的状況	3-102
3-2-1 人口の状況	3-102
3-2-2 産業の状況	3-103
3-2-3 土地利用の状況	3-104
3-2-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-109
3-2-5 交通の状況	3-114
3-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の 状況及び住宅の配置の概況	3-118
3-2-7 下水道の整備の状況	3-128
3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該 対象に係る規制の内容その他の状況	3-129
3-2-9 その他の事項	3-161
第4章 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域	4- 1
第5章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解	5- 1
第6章 方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解	6- 1
6-1 事業計画	6- 1
6-2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	6- 3
6-2-1 全般的事項	6- 3
6-2-2 大気質及び悪臭	6- 3
6-2-3 騒音及び超低周波音	6- 4
6-2-4 土壌	6- 5
6-2-5 温室効果ガス等	6- 5
第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	7- 1
7-1 環境影響評価の項目	7- 1
7-1-1 活動要素の選定	7- 1
7-1-2 環境影響評価項目の選定	7- 2
7-2 調査、予測及び評価の手法並びに結果	7- 10
7-2-1 大気質	7- 10
7-2-2 水質	7-136
7-2-3 水文環境	7-148
7-2-4 騒音及び超低周波音	7-166
7-2-5 振動	7-217
7-2-6 悪臭	7-253
7-2-7 地盤	7-268
7-2-8 土壌	7-288
7-2-9 日照障害	7-302
7-2-10 植物	7-313
7-2-11 動物	7-349
7-2-12 陸水生物	7-423
7-2-13 生態系	7-439
7-2-14 景観	7-462

7-2-15 人と自然との触れ合いの活動の場	7-475
7-2-16 廃棄物	7-493
7-2-17 残土	7-500
7-2-18 温室効果ガス等	7-502

第8章 環境の保全のための措置	8- 1
8-1 大気質	8- 1
8-2 水質	8- 3
8-3 水文環境	8- 4
8-4 騒音及び超低周波音	8- 5
8-5 振動	8- 7
8-6 悪臭	8- 9
8-7 地盤	8- 10
8-8 土壌	8- 11
8-9 日照阻害	8- 11
8-10 植物	8- 12
8-11 動物	8- 13
8-12 陸水生物	8- 14
8-13 生態系	8- 15
8-14 景観	8- 16
8-15 人と自然との触れ合いの活動の場	8- 17
8-16 廃棄物	8- 18
8-17 残土	8- 18
8-18 温室効果ガス等	8- 19

第9章 監視計画	9- 1
9-1 事後調査を行うこととした理由	9- 1
9-2 事後調査の項目及び方法	9- 1
9-2-1 施工時	9- 1
9-2-2 供用時	9- 2
9-3 モニタリング調査の項目及び方法	9- 2
9-3-1 供用時	9- 2
9-4 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針	9- 3
9-5 事後調査の結果の公表の方法	9- 3
9-6 事後調査の実施主体等	9- 3

第10章 環境影響の総合的な評価	10- 1
10-1 大気質	10- 2
10-2 水質	10- 13
10-3 水文環境	10- 14
10-4 騒音及び超低周波音	10- 16
10-5 振動	10- 21
10-6 悪臭	10- 25
10-7 地盤	10- 26
10-8 土壌	10- 28

10-9 日照障害	10- 29
10-10 植物	10- 30
10-11 動物	10- 33
10-12 陸水生物	10- 36
10-13 生態系	10- 38
10-14 景観	10- 40
10-15 人と自然との触れ合いの活動の場	10- 41
10-16 廃棄物	10- 42
10-17 残土	10- 44
10-18 温室効果ガス等	10- 45

第 11 章 委託の状況等	11- 1
11-1 受託者の名称及び代表者の氏名	11- 1
11-2 受託者の主たる事務所の所在地	11- 1